

第2回智頭町議会定例会会議録

平成27年6月16日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第52号 専決処分について
- 第 5. 議案第53号 専決処分について
- 第 6. 議案第54号 専決処分について
- 第 7. 議案第55号 専決処分について
- 第 8. 議案第56号 専決処分について
- 第 9. 議案第57号 専決処分について
- 第10. 議案第58号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第2号）
- 第11. 議案第59号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第12. 議案第60号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第13. 議案第61号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第
1号）
- 第14. 議案第62号 平成27年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15. 議案第63号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第16. 議案第64号 智頭町豊かな人間性を養う基金条例の廃止について
- 第17. 議案第65号 智頭町中山間ふるさと農村活性化基金条例の廃止につい
て
- 第18. 議案第66号 物品購入契約の締結について
- 第19. 報告第 1号 平成26年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書につ
いて
- 第20. 報告第 2号 法人の経営状況について
- 第21. 報告第 3号 法人の経営状況について
- 第22. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 5 2 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 5 3 号 専決処分について
- 第 6. 議案第 5 4 号 専決処分について
- 第 7. 議案第 5 5 号 専決処分について
- 第 8. 議案第 5 6 号 専決処分について
- 第 9. 議案第 5 7 号 専決処分について
- 第 1 0. 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度智頭町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1. 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2. 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3. 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4. 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度智頭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5. 議案第 6 3 号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第 1 6. 議案第 6 4 号 智頭町豊かな人間性を養う基金条例の廃止について
- 第 1 7. 議案第 6 5 号 智頭町中山間ふるさと農村活性化基金条例の廃止について
- 第 1 8. 議案第 6 6 号 物品購入契約の締結について
- 第 1 9. 報告第 1 号 平成 2 6 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 2 0. 報告第 2 号 法人の経営状況について
- 第 2 1. 報告第 3 号 法人の経営状況について
- 第 2 2. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

1 番 大河原 昭 洋	2 番 高 橋 達 也
3 番 大 藤 克 紀	4 番 岩 本 富美男
5 番 中 野 ゆかり	6 番 平 尾 節 世
7 番 岸 本 眞一郎	8 番 徳 永 英太郎
9 番 石 谷 政 輝	10 番 酒 本 敏 興
11 番 南 肇	12 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	安 藤 嘉 美
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
企 画 課 長	河 村 実 則
税 務 住 民 課 長	矢 部 整
教 育 課 長	西 沖 和 己
地 域 整 備 課 長	草 刈 英 人
山 村 再 生 課 長	上 月 光 則
地 籍 調 査 課 長	岡 田 光 弘
福 祉 課 長	國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
福 祉 課 参 事	江 口 礼 子
福 祉 課 参 事	小 谷 いず美
会 計 課 長	矢 部 久美子
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	寺 坂 英 之
書 記	塚 越 奈緒子

開 会 午前10時00分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、平成27年第2回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、大藤克紀議員、4番、岩本富美男議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの8日間に決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成27年3月から5月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しており

ますので、ご了承ください。

また、鳥取県町村監査委員協議会定期総会が去る4月20日開催され、監査機能の充実と監査体制の強化等を求めた総会決議が採択され、当議会に送付されております。

次に、3月19日に本会議で議決されました智頭インターチェンジに高速バスの停留所設置を求める意見書の提出について、につきましては、関係大臣宛てに提出しておりますので、ご了承願います。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣並びに委員会派遣につきましての結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、6月10日付をもって町長及び教育長に出席の要求をしております。

次に、前期定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第52号から日程第18．議案第66号及び日程第19．

報告第1号から日程第21．報告第3号まで 18案一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第52号 専決処分についてから、日程第18、議案第66号 物品購入契約の締結についてまでの15議案及び日程第19、報告第1号 平成26年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第21、報告第3号 法人の経営状況についてまでの3報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 平成27年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には大変お忙しい中、参集いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明

します。

まず、議案第52号から議案第57号までは、専決処分についてです。

議案第52号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第9号）につきましては、教育施設整備基金利子として8万4,000円を、ふるさと基金に76万5,000円をそれぞれ積み立てるものです。

議案第53号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第10号）につきましては、交付税及び前年度繰越金の決算に伴い教育施設整備基金繰入金1億3,832万3,000円を、財政調整基金繰入金5億7,504万2,000円をそれぞれ減額するものです。

議案第54号 平成26年度智頭町病院事業会計補正予算につきましては、新会計制度への移行に伴い資本的支出の項目を新たに追加するとともに、財源更正を行ったものであります。

議案第55号 平成27年度智頭町一般会計補正予算につきましては、障害者給付費の額の確定に伴う国庫補助金の返還金など301万6,000円を増額するものです。

議案第56号 智頭町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い原動機付自転車などの税率引き上げを1年間延期するなど条文の整理を行うとともに、個人町民税の寄附金控除の対象となる寄附金に特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対する寄附金を加えるものです。

議案第57号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険事業特別会計の基金残高等の状況を踏まえ、安定的な同企業の運営を維持するため税率の見直しを行うとともに、地方税法等の一部改正に伴い課税限度額の引き上げなどを行うものです。

次に、議案第58号から議案第62号までは、補正予算についてです。

議案第58号 平成27年度智頭町一般会計補正予算について主なものを説明します。

最初に、各費目共通して4月の人事異動による人件費の調整を行っています。

総務費の訴訟対策費では訴訟1件に係る訴訟費用、財産管理費では庁舎修繕料を増額しています。

まちづくり推進費では、JA鳥取いなば智頭支店屋上の看板を町の観光看板として活用するため、これの修繕に要する経費を計上しています。

地域活性化推進費では、県の若者定住等による集落活性化総合対策事業を活用し板井原集落に移住予定の若者に対する生活支援及び活動支援に要する経費を増額のほか、アドバイザー委託料の減額措置をしています。ふるさと基金費では、ふるさと納税者への森林セラピーや民泊の割引特典を行うための経費を措置しています。

民生費の社会福祉総務費では、臨時福祉給付金事業に伴うシステム改修に要する経費のほか、人件費の調整に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金の減額措置をしています。

障害福祉費につきましては昨年度策定した第4期智頭町障がい福祉計画の実施状況及び見直しを行うための委員会開催経費を、また老人福祉費では介護保険特別会計への繰出金をそれぞれ計上しています。

特別医療費につきましては対象年齢引き上げに伴うシステム改修に要する経費を、同和対策事業では久志谷共同作業場解体工事に要する経費をそれぞれ計上しています。

森のようちえん事業では市町村交付金を活用するため財源更正を、保育園建設事業では建設用地内の物件移転補償費の増額措置をしています。

農林水産業費の農業振興費では、経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付予定額が、当初計画を下回ったことから減額措置をしています。鳥獣等被害防止事業では地域おこし協力隊の活動に必要な経費の増額を、中山間地域等直接支払交付金事業では推進事業費の割当内示が当初計画を下回ったことから減額措置を、地域農林活性化・交流促進事業では包括連携協定を締結している一般社団法人テラプロジェクトを中心とした地域間連携による木育等の推進と情報発信を行うための経費を計上しています。

畜産業費では、和牛増頭に係る県補助事業が拡充され、新たに繁殖雌牛の購入経費が補助対象となったことから優良牛導入事業補助金を増額措置しております。

林業費の林業振興費では、地方創生に向けた自伐林家の育成支援施策として外部専門家による研修に要する経費を、また新たに県が実施するオーストリア視察研修への参加支援、各種資格研修の受講支援に要する経費を、さらには智頭林業支援員として活動する地域おこし協力隊員の受け入れに要する経費をそれぞれ措置しています。森林セラピー事業では、携帯電話不感地域における通信強化のための衛星携帯末端の利用に要する経費を措置しています。

また、木の宿場プロジェクト推進事業では智頭温水プールに導入した薪ボイラーの運営をより安全かつ効率的に行うため、薪等の運搬に係る機械導入に要する経費を、緑の産業活力創生プロジェクト事業では智頭町森林組合が高性能林業機械の導入に要する経費の助成をそれぞれ措置しています。

林道維持管理事業では路肩の崩壊により通行どめとなっている林道沖ノ山線の修繕に要する経費を、公共林道事業では林道宇波竹之下線改良に要する経費をそれぞれ計上しています。

商工費の商工振興費では、旧町民体育館の雨漏り修繕に要する経費を、また商店街の活性化と魅力向上に向けた店舗改修事業補助金の増額をそれぞれ計上しています。

観光事業では、来年4月に行われます第40回柱祭りPRのためのポスター、チラシの作成に要する経費のほか、観光協会運営用の車両リースに要する経費、どうだん広場に設置するテーブル等の購入経費、さらには鳥取・いなば観光ネットワーク協力会負担金及び因幡地域周遊Gバスの運行に係る経費をそれぞれ計上しています。観光施設管理事業では、総合案内所ほか町内3カ所の観光施設の修繕に要する経費を計上しています。

土木費の下水道整備事業では人件費の調整に伴う公共下水道事業特別会計への繰出金を、住宅建設費では町営住宅改築事業に伴う住居移転補償費をそれぞれ計上しています。

教育費の事務局費では、智頭中学校仮設駐車場に係る損害賠償訴訟に要する経費を計上しています。

石谷邸保存活用整備事業につきましては、喫茶利用者の利便向上のためテーブル及び椅子の購入に要する経費を計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は4,239万8,000円であり、補正後の予算総額は69億6,141万4,000円となります。

次に、議案第59号から議案第62号までは、特別会計及び公営企業に関する補正予算であり、主に4月の人事異動による人件費の調整を行ったものです。

次に、条例案件につきまして説明します。

議案第63号 智頭町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、低所得の保険料軽減を行うため改正するものです。

議案第64号 智頭町豊かな人間性を養う基金条例の廃止につきましては、当該基金の取り崩しが終了したため廃止するものです。

議案第65号 智頭町中山間地ふるさと農村活性化基金条例の廃止につきましては、当該基金の取り崩しが終了したため廃止するものです。

次に、議案第66号 物品購入契約の締結につきましては、消防ポンプ自動車の購入について地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めるものであります。

最後に、報告案件ですが、平成26年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、まちづくり事務費ほか13事業の繰越状況について報告するものです。

また、智頭町土地開発公社及び一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団の平成26年度の経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。

詳細については主管課長及び担当者をもって説明させていただきますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第52号 専決処分についてから、日程第18、議案第66号 物品購入契約の締結についてまでの15議案及び日程第19、報告第1号 平成26年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第21、報告第3号 法人の経営状況についてまでの3報告を一括して補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、報告案件については、質疑の終了をもって報告は終了となりますので、ご了解ください。

日程第4、議案第52号 専決処分についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、別冊の専決処分書をごらんいただきたいと申します。議案第52号 専決処分について。

1ページをごらんいただきたいと申します。専決処分書。平成27年3月25日付で専決処分をいたしております。平成26年度智頭町一般会計補正予算（第

9号)であります。84万9,000円を追加するものでございます。

7ページをごらんください。まず、ふるさと基金でございます。平成26年度ふるさと納税寄附金として76万5,000円ありましたものをふるさと基金の積み立てを行ったものでございます。

次に、事務局費でございます。教育施設整備基金利子分として8万4,000円積み立てたものでございます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第53号 専決処分についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案第53号 専決処分について。

1ページをごらんいただきたいと思います。専決処分書。平成27年3月27日付で専決処分をいたしております。平成26年度智頭町一般会計補正予算（第10号）であります。歳入の増減のみで、補正額はゼロであります。

6ページをごらんください。地方交付税及び前年度繰越金の決算額によりまして教育施設整備基金繰入金1億3,832万3,000円を減額、それから財政調整基金繰入金のうち7億円のうち5億7,504万2,000円の繰り入れをそれぞれ減額するものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第54号 専決処分についての補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 議案第54号 専決処分について。

1ページをごらんください。専決処分書。平成27年3月30日に専決処分したものです。平成26年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）。資本的支出

のところで建設改良費に233万5,000円増額するものです。

3ページをごらんください。資本的収支の支出のところでは、建設改良費の目の項目のところには有形固定資産購入費を400万円の減、それからリース資産購入費として233万5,000円、これは新会計制度による計上です。それから3番目に、建設改良費として新たに400万円の計上ということで、これは有形固定資産との財源更正になります。以上で説明終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第55号 専決処分についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案第55号 専決処分について。

1ページをごらんください。専決処分書。平成27年5月20日付で専決処分いたしております。平成27年度智頭町一般会計補正予算（第1号）であります。301万6,000円を追加するものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思っております。諸費、諸税等還付金でございますが、障害者給付費の額の確定に伴います国庫補助金の返還金として261万6,000円を、また諸税還付として40万円、合計301万6,000円の補正を行ったものでございます。

財源につきましては、前の6ページにございますように繰越金をもって措置いたしております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第56号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） では、議案第56号 専決処分についてでござい

ます。

2 ページをごらんください。3 月 3 0 日付で専決処分ではありますが、これは智頭町税条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、議案説明資料の 1 ページをごらんください。また、議案につきましては、3 ページから 3 5 ページまでをごらんください。

この概要につきましては、このたび地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正が行われ、それに伴いまして所要の改正を行うものであります。

また、先ほど町長の提案理由でもありましたが、特定非営利活動法人への寄附につきまして寄附金控除の対象に加えるものであります。

まず 1 点目ではありますが、ふるさと納税のワンストップ特例制度の創設に伴い確定申告が不要な給与所得者が寄附を行った場合、寄附金の控除申請を寄附者にかわって行うための規定を整備するものであります。

それから 2 点目ですが、グリーン化特例の導入に伴いまして軽自動車税の税率見直しを行います。平成 2 7 年度中に取得されました一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車につきまして、平成 2 8 年度に限りましてその燃費性能に応じて、議案の 2 3 ページから 2 4 ページにかけて記載しております附則第 1 6 条に規定しております税率にそれぞれ軽減を行うものであります。

また、原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車の税率につきまして、平成 2 7 年度から引き上げることとしておりましたが、このたびの法改正で引き上げが 1 年間延期されましたので、小型特殊自動車に係る税率の引き上げとあわせまして 1 年間延期することといたしました。

次に、紙巻きたばこ 3 級品に係る特定税率を廃止するものであります。これは紙巻きたばこ 3 級品 6 銘柄について適用されておりました特例税率を廃止し、平成 3 1 年 4 月 1 日までの間に 4 段階で引き上げることとされましたので、これに伴いまして所要の規定の整理を行うものであります。

その他につきましては、地方税法等の改正に伴いまして、例えば個人番号及び法人番号の記述を加えるなどの所要の規定の整理を行うものであります。

また、住民の福祉増進に寄与する特定非営利活動法人への寄附につきましては、地方税法 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 に規定される個人住民税の寄附金控除の対象とするためには条例での個別指定が必要であるため、このたび特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会から指定の申請がなされましたので、鳥取県税条例においても

指定がなされ、それに伴いまして同法人に平成27年1月1日から平成31年1月31日までの間になされた寄附金につきまして、議案5ページの第34条の7第4項に定めるとおり寄附金控除の対象とするものであります。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありますか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 一つ、ふるさと納税に対する寄附控除の申告を納めた者が申告することがこれまでだったのが今回は受けたところが事務手続をするというような、そういう解釈でよろしいんですか。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 事務手続と申しますのは、証明書の発行、寄附金になされたということのその証明書を発行しまして、寄附金はその納税者の課税地、そちらのほうに証明書を出すという事務を行うということで、納税者の方が申告をしなくてもその証明書でもって申告がなされたという手続を定めるものであります。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 実際には、じゃあ、本人が寄附控除の申告を税務署にしなくても寄附を受けた自治体が税務署のほうに届け出みたいになるんで、確定申告には自分が申告しなくても済むようになるという、そういう見方といいですか、解釈の仕方それでいいんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） それで間違いございません。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） もう1点、ふるさと納税が大変盛んな自治体がたくさんあるんですが、仮に今例えば智頭町でそういう寄附がたくさん来たときに事務量がふえるということも予想されるわけですか。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 事務量につきましては、まだしておりませんので、どれだけの量というのはつかみかねておりますが、たくさん事務量がふえて悲鳴

が上がる程度のことであればいいなどは考えております。

○議長（谷口雅人） この件は議案には直接関係ありませんので、以上でこの種の質問は終わります。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第57号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 議案第57号 専決処分についてです。

36ページをごらんください。これは国民健康保険税条例の一部を改正するものでありまして、3月31日付で専決を行ったものであります。

それでは、議案説明資料の2ページをごらんください。また、議案につきましては、38ページから45ページまでをごらんください。この改正は、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

また、基金残高の減少、医療の高度化などによる医療費の高騰、高齢化による被保険者数の減少など国民健康保険への影響を勘案しまして、安定的な国民健康保険事業の運営を維持するため、国民健康保険税の税率の改正もあわせて行うものであります。

まず法改正に伴うものにつきましては、国民健康保険税の基礎税額に係る課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者医療支援金等課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円から16万円にそれぞれ引き上げます。

また、低所得世帯の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものであります。

国民健康保険税の税率改正につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額それぞれに係ります所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯平等割額それぞれにつきまして引き上げを行うものであります。

また、税率改正に伴いまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の均等割額、平等割額から減額する額の改正もあわせて行うものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第58号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういたしますと補正予算書のほうをごらんいただきたいと思います。平成27年度補正予算でございます。

1ページ目でございます。議案第58号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第2号）でございます。それからお手元に配付しております6月補正予算概要、これをごらんいただきたいと思います。これをもとに概要説明させていただきたいと思いますので、補正予算書のページ等もあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、概要書のほうでは、1ページでございます。補正予算書は、12ページをごらんいただきたいと思います。議会費であります、県境圏域会議等への費用弁償及び高速道路等の使用料ということで、それぞれ措置をいたしております。

補正予算の12ページから13ページの総務費であります、一般管理費につきましては人件費の調整のほか、先ほど町長の提案理由もありましたが、訴訟事務委託料として懲戒処分取り消し訴訟の費用を計上いたしております。

同じく13ページの財産管理費では、庁舎の臨時及び緊急の修繕料を増額措置いたしております。

まちづくり推進費につきましては、人件費の調整のほか、これも提案理由にもありましたが、JA智頭支店屋上看板を観光看板として活用するための修繕料として計上いたしております。

地域活性化推進費では、国の地域再生マネージャー事業が不採択となり、アドバイザー契約の減額を、また板井原集落で新たに若者定住等による集落活性化総合対策事業を活用するため補助金の増額措置をいたしております。

補正予算書では、14ページでございます。ふるさと基金費につきましては、

ふるさと納税寄附者の方へ森林セラピーでありますとか民泊体験を特典として提供するための経費を措置いたしております。

同じく14ページから15ページにわたります税務総務費、戸籍住民基本台帳費、統計調査総務費及び社会福祉総務費につきましては、それぞれ人件費の調整を行っております。

補正予算書16ページでございます。社会福祉総務費の委託料につきましては、臨時福祉給付金の額の変更に伴うシステム改修費の増額措置をいたしております。

国民年金費につきましては人件費の調整を、それから障害福祉費につきましては、提案理由にもありましたが、障害福祉計画の進行管理を協議する委員会の開催経費を措置いたしております。

同じく16ページでございます。老人福祉費、介護保険特別会計繰出金につきましては人件費及び事務費の調整によります増額を、特別医療費につきましては対象年齢引き上げに伴いますシステム改修費の増額をそれぞれ措置いたしております。

16ページから17ページにわたります同和対策費につきましては、人件費の調整のほか老朽化している久志谷共同作業場の解体工事費を計上いたしております。

また、社会福祉施設費につきましては、人件費の調整を行っております。

補正予算書概要の2ページでございます。補正予算書は、同じく17ページから18ページにわたります。子育て支援推進費及び保育園費につきましては、人件費の調整をしております。

また、森のようちえん事業につきましては、市町村振興交付金の対象事業として財源更正を行っております。

保育園建設事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、保育園建設用地内の物件移転に要する補償費の増額措置をいたしております。

児童館費につきましては、人件費の調整のほか委託料の増額措置をいたしております。

次に、補正予算書は19ページでございます。生活保護総務費は、人件費の調整のほか委託料の事業組みかえ及びシステム改修委託料を措置いたしております。

また、保健師設置費につきましては、人件費の調整を行っております。

補正予算書20ページでございます。農業委員会費、農業総務費につきましては

は、人件費の調整を行っております。

補正予算書 21 ページでございます。農業振興費でございます。提案理由にもありましたが、経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付予定額の減額に伴います措置を、また鳥獣等被害防止事業につきましては地域おこし協力隊の活動経費の増額を、さらには中山間地域等直接支払交付金事業につきましては推進事業費の内示額の減額に伴う措置をいたしております。

概要書のほうは 3 ページをごらんいただきたいと思います。補正予算書は、同じく 21 ページでございます。農業振興費のうち新規事業としまして地域間連携による……の推進と情報発信を行うため地域農林業活性化・交流促進事業を実施することとしており、これに要する経費を措置いたしております。

多面的機能支払交付金事業につきましては、事務推進費の交付割り当て額の減額によります措置をいたしております。

同じく補正予算書 21 ページでございます。畜産業費につきましては、これも提案理由にもありましたが、新たに繁殖雌牛の購入経費が補助対象となったことから優良牛導入事業補助金を増額措置いたしております。

21 ページから 22 ページにわたります地籍調査事業及び林業総務費につきましては、人件費の調整を行っております。

22 ページ、林業振興費では、これも提案理由にもありました智頭林業支援員として地域おこし協力隊員の活動経費を措置しているほか、新たに地方創生に向けた自伐林家育成支援施策として外部専門家による研修に要する経費を、また県が実施しますオーストリア視察研修会への参加支援、各種資格研修の受講支援に要する経費を計上いたしております。

木の宿場プロジェクト推進事業につきましては、これも提案にもありました薪ボイラー運用を効率的に進めるためトラック、フォークリフトなどの運搬機械のリース代のほかカーブミラー設置に係る経費を、また緑の産業活力創生プロジェクト事業につきましては、智頭町森林組合が高性能林業機械、フォワーダを導入するための助成を行うこととしております。

造林事業につきましては人件費の調整を、林業費につきましては、これも提案理由にもありましたが、林道沖ノ山線の路肩崩落修繕に要する経費のほか林道宇波竹之下線改良に要する経費の増額措置を行っております。

補正予算書 24 ページでございます。商工振興費では、提案理由にもありまし

たが、企業誘致しました旧町民体育館屋根の修繕に要する経費のほか、本年度から実施しております店舗改修補助金の増額措置をいたしております。

次に、観光費では、来年4月に行われます第40回柱祭りのPR経費としてポスター、チラシ等の制作に要する経費のほか車両のリース代、どうだん広場に設置しますガーデンテーブル、椅子セットの購入に要する経費、因幡地域周遊Gバス運行に要する経費など鳥取いなば観光ネットワーク協議会負担金の増額措置をしております。

観光施設管理事業では、総合案内所、牛臥山トイレを込む、それから板井原歩とりの修繕料を措置いたしております。

補正予算書、同じく24ページから25ページでございます。土木総務費につきましては人件費の調整を、下水道事業費につきましては人件費の調整に伴う公共下水道事業特別会計繰出金の減額措置をしております。

同じく24ページです。概要書のほうは、4ページをお願いいたします。町営住宅建設事業につきましては、久志谷・・・改築事業に伴う住居移転補償費を計上いたしております。

次に、補正予算書の25ページから26ページにかけてでございます。教育費の事務局費につきましては、人件費の調整のほか、これも提案理由にもありました智頭中学校仮設駐車場に係る損害賠償請求訴訟委託料を計上いたしております。

補正予算書は26ページから27ページ、智頭中学校教育振興事業につきましては特別教育支援員通勤手当の増額を、社会教育総務費につきましては人件費の調整のほか作業員通勤手当の増額及び事業費の組み替えを行っております。

また、中央公民館費につきましては人件費の調整、さらには文化財整備活用費につきましては、これも提案にもありましたが、石谷邸保存活用整備事業としてテーブル、椅子の購入に要する経費を措置いたしております。

補正予算書27ページから28ページにわたります図書館費及び学校給食費につきましては、人件費の調整を行っております。

体育施設費につきましては、総合グラウンド高圧負荷開閉器の取り替えに要する経費を計上いたしております。

以上、合計4,239万8,000円の補正でございます。

財源といたしましては、2ページでございますとおり、それぞれ分担金及び負担金から町債ということで措置を行っております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、議会費から総務費、民生費から農林水産業費、商工費から教育費の3区分に分けて行います。

まず、歳出の議会費から総務費の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 地域活性化事業でアドバイザーの委託料が250万減額されてるんです。これは初めに、財団から何か寄附金をいただく予定だったのが今回財団の寄附金がなくなった、採択基準から外れたというような説明だったんですが、そこら辺どういところが財団の基準から外れたか、そこら辺についてはわからないでしょうか。

○議長（谷口雅人） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 詳細につきましてはちょっと承知しておりませんが、うちが申請した中身について財団のほうでチェックされた中で、採択に当たって十分な内容でないということで採択にならなかったということでありまして。そういった意味で予定しておりました補助金につきまして今回落とさせていただきましてということでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 本来アドバイザーが500万だったのが250万になったということで、今度智頭町がアドバイス受けることについて、本当なら品物なら量でわかるんだけど、こういうアドバイスという量がわからないものが財源が減ったことによってそこら辺がどう影響するか、その辺についてはわからないんでしょうかね。アドバイスの内容が500万のときだったらこういうところまであるんだけど、250万になったらやっぱりなくなるのか、そんなに変わらないのか、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 具体的内容につきましては、町が進めております森林セラピー、それから疎開保険等の影響につきまして効果を出してほしいということでうちのほうでお願いしております。従来より疎開保険人数、それから森林セラピーの……を入れた人数、こういったもの具体的にふやしていただくような努

力をしてほしいということで、その結果を求めるということでお伝え、お願いをしております。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） そのアドバイザーの予算が500万から減ったけど、なるべく的確な、250万になってもいろんな情報収集やアドバイスをしてほしいというお願いをしとると、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） そのとおりでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 13ページの地域活性化推進費ですけども、負担金及び補助金で若者定住による集落活性化対策事業で板井原集落ということでしたけども、もう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 提案理由でも町長のほうが説明されたと思うんですが、移住定住の若者に対する生活支援金と、それから活動支援金ということで2口の補助金を出すということでございます。具体的には活動補助金につきましては250万丸々ですが、生活支援金につきましては月割りでの計算になりますので、250万が減額ということで、2口の補助金を予定をいたしております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今の質問に関連してですが、これは以前限界集落に若者がそこに住むと年間250万が3年間ということと、いろんな部分について補助金が出るという解釈だったと思う。その同じ内容のこれは補助金と見てよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） そのとおりであります。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回板井原集落に定住する人については、どんな活動をするとか、そこら辺については何か聞いてはいないでしょうか。

○議長（谷口雅人） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 町長の提案理由も説明はございましたが、板井原のほうで養蚕ですか、織物等をやりたいということで聞いております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 13ページ、一般管理費の訴訟に関してですが、懲戒処分取り消し訴訟ということで、これは何年前からやっていて、いま一度ちょっと復習をさせていただきたいので、手短でいいので、内容をいま一度説明お願いいたします。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 過去幾度かこの訴訟につきましては説明をさせていただきましたが、またじゃあ、簡単に概要説明させていただきます。

平成21年11月の5日が事の発端でございまして、組合交渉の中で発言をもとに懲戒処分の決定を下したということでございます。

平成22年6月に地裁のほうに提訴をされまして、その後、訴訟、地裁の判決が、平成25年9月25日に判決がありまして、原告側の請求を認めるということで、懲戒処分の取り消しをした者のほうが原告ですので、その請求を認めるということでありました。

そこで平成25年の12月6日に広島高裁の松江支部に控訴いたしました。

ご記憶に新しいように、本年の2月25日に広島高裁の松江支部の判決で一番の鳥取地裁の判決を支持し、町の控訴は棄却ということで、本年3月9日に上級庁の最高裁のほうに控訴したというような状況でございます。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） それで今までにかかった訴訟費用トータルを教えてください。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 現在資料持っておりませんので、また後ほど調べて回答させていただきます。

○議長（谷口雅人） ほかに。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 町の方角としていつまで裁判を続けるつもりなのか、そ

の方向性をお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 先ほど申しましたように、上級庁の最高裁に控訴いたしましたわけですので、その判断によって結審するものと思われま

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） ふるさと基金費ですね、26年度の締めたところで76万5,000円追加であったと。それに対して今回74万円の補正を組んで、謝礼としてと、賃借料ということで支出するんですが、基本的にはふるさと納税等で入った金額は、ほとんどこれ出ていくという形になるんですが、実際に正味智頭町に残るお金というのが非常にこれでは少ないような気がするんですが、これに対してはもらったお金に対してどういう謝礼をしていくかというところについてはどうのお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 以前といいますか、少し前からセラピーの体験を無料というようなことで、観光協会のほうに協力いただきまして、そういうことで事務的には無料で体験をいただくということで進めとったんですが、ご案内いたしました

が、結果的にはそれを活用されて特典を使って智頭町のほうにおいでになったということはございませんでした。
あえて今回補正をさせていただきましたのは、実は3月の補正のときに、12月でしたでしょうか、本年からクレジット決済で、疎開保険とふるさと納税をクレジット決済によってより納税者の方に事務的な申し込みの手續の簡素化を図ろうということで行ってきました。4月末にクレジット決済を導入したおかげで、かなり今現在増加してきているような状況でございます。やはり特典として3割程度の町の特産品を選んで贈っているんですが、まずはやはり智頭町のほうにおいでいただきたいと、そしてリピーターとしてさらに智頭町のほうにということで、今回セラピーガイドの半額とか民泊の半額というようなことで大体50名程度予算計上させていただいて、これからこのふるさと納税をPRしていこうということで考えております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） じゃ、今回の補正は、26年度の最初に締めた分という

ことでなくって、これからふるさと納税していただいた方に物としての謝礼の部分と、あとはサービスの対価として二つを組んだと、そういうことでいいんですかね。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） だから補正の部分と先ほどご説明しました76万程度のものは、別でございます。あくまでもこれからのふるさと納税に対する特典ということで補正予算の計上させていただきました。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、民生費から農林水産業費の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 済みません。18ページの保育園建設事業なんですけれども、物件移転等補償費の増ということ出てますけども、これは既に建設用地が確定して、その地上の物件移転の費用ということで理解してよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） ご存じのように、昨年10月をもって智頭中の仮設の駐車場が使用でき……。

（発言する者あり）

○議長（谷口雅人） 物件移転。

○教育課長（西沖和己） 失礼しました。保育園の用地補償につきましては、正式に委託しておりましたコンサル業者に査定をさせました。そうしたところがそれぞれの物件の補償に要する経費が検査をしたところ、当初の予算ではその査定の結果において金額を上回るということになりましたものですから、このたびの補正で必要な予算を計上させていただきましたところです。

○議長（谷口雅人） 8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） この物件移転費の増額予算が出て、この予算が通れば建設予定地はこれをされるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 現在交渉を鋭意進めておるところであります。したがって

まして、私どもとしましては、必要なコンサルがはじき出した数字に基づいて理解を得るよう最大限努めるところであります。

○議長（谷口雅人） 8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） そうすると現時点においてはあくまでも物件移転費の増額をはじき出したということで、まだ交渉の段階には至ってないということなんですね。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） そのとおりであります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

7番、岸本議員。総務の関係、前項目ですね。

○7番（岸本眞一郎） いや。

○議長（谷口雅人） もう既に実は民生と農水費に入っとるんですけど、戻り質問ということによろしいですか。

○7番（岸本眞一郎） いや、今の物件移転費のところ。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 当初1,700万の物件移転費たしか組んでましたね。ほんで今回コンサルに改めてしてもらったら400幾らだということですが、基本的にはこれは当事者の合意がなければ決着ということにいかないと思うんです。あくまでもこれはこちら側がはじいた金額で、これからこれをもとに交渉するという形になるということですね。そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） いかがですか。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 先ほど質問にありましたように、このたび予算に計上した額というのは、一定の基準に基づいて算定した額であります。したがって、この金額をもとに相手方に打診をし、交渉し、理解を得るということにしております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 当然コンサルが出した一つのたたき台ということで、これをもとに当事者と話をし、できればこれに近い金額で購入して、あそこの保育園に対する土地というものの取得をほぼ確実にしていきたい。あとはもう残る部分としては、この部分が残ればほぼ用地については場所は確定できるという、

そういう見方でよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 現在用地の関係者につきましては、おおむね理解をいただいております、協力してやろうということで話はまとまっております。しかし、現状におきましては今回の補正予算で計上しました金額をもちまして相手方と交渉しまして、理解を得るようにするものであります。

○議長（谷口雅人） 改めて申し上げます。民生費から農水費の質疑を行います。
6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 中山間地域等直接支払交付金事業が減額になってるのは、対象面積が減ったのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 対象面積の変更ということではなくて、対象面積は計画どおりなんです、国のほうからの総事業費、これが各都道府県に割り振られた金額、それで各市町村に割り振られた金額というのが限度がありますので、その分で落されたということでございます。面積が変わったわけではございません。

○議長（谷口雅人） 6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 次の質問でもよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） はい。

○6番（平尾節世） 林道維持管理費に入ると思うんですが、宇波竹之下線の改良の内容を教えてください。

○議長（谷口雅人） 草刈地域整備課長。

○地域整備課長（草刈英人） 林道宇波竹之下線ですけども、当初予定しておりました公共事業、これを補助金が認められましたので、若干延長するということです。

○議長（谷口雅人） 平尾議員、よろしいですか。

6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 林道の自体の延長もというか、もうつながってると思うんですが、工事の何か崩れたようなところを直すのか、それとも道路自体を舗装みたいに改良するのか、その辺のところ教えてください。

○議長（谷口雅人） 草刈地域整備課長。

○地域整備課長（草刈英人） 宇波竹之下線は改良事業をずっとこのように継続してやっておりまして、これは具体的に側溝をつけたり、路面の補修をしたりということをやっとやってきておりまして、継続事業ということでやっております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、商工費から教育費の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） 観光事業費ですけれども、第40回柱祭りのPRということで、前回の39回目から智頭町伝統観光事業をコマーシャルするということで、この事業については別段問題はないと思うんですけれども、実はネーミングの問題で智頭町は知ってらっしゃるかどうかということをお聞きしたいんですけれども、柱祭りになったのはいつですか。

（「わかりません」と呼ぶ者あり）

○10番（酒本敏興） わかりませんな。自分の意見言えませんが、聞くわけですけれども、長野県の大社は御柱祭、智頭町は御柱祭りで長い間来た。40回ですから、中6年としましても240年。7年目ごとですからね。一つのネーミングを変えるということは、相当の学識経験者のアドバイスがあったんだろうなと思うんですけれども、この伝統行事というのは一つの固有名詞ですよ。ある日突然に変わっちゃったらおかしいのですが、このことについてそういうことも踏まえての事業費が算出されてるのかどうか、そういうことについてちょっと教えてください。

○議長（谷口雅人） 執行部。

河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 申しわけございませんが、名前についてちょっと認識不足でございまして、それを踏まえた予算ではございません。もしそういった名前等でちょっと検討が必要であれば、そこはまた後日、済みません、調べさせていただきます。

○10番（酒本敏興） 終わり。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 26ページにあります委託料ですけども、訴訟事務委託料というふうになってます。先ほど課長が答えようとして…、どのような事案があって、どのような損害を受けたかということがわかりづらいんですけども、そこらあたりから説明願えますか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 先ほども触れましたように、昨年10月から仮設の駐車場というのが使用できておりません。本来の賃貸借契約でありますと、平成26年の7月から翌27年の3月までの賃貸借契約を交わしておりました。これに対しまして造成費用といたしまして約190万を投資しております。あわせて実際に駐車場として利用できたのは、7月、8月、9月の3カ月間でございました。以降10月から3月まではクローズされたままで、その目的が達成できずにおるわけでございます。この二つを基本としまして、損害賠償を求めるという内訳でございます。以上です。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） いなば観光ネットワークのGバスに予算つけとるんですけど、これはあくまでも観光目的、毎週土曜日ということですが、観光目的に乗る人だけで、普通のちょっと鳥取に行きたいからとかというそこら辺の利用形態については何か制限とかがあるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） これにつきましてはあくまで観光ということで、このたび智頭経由と、鳥取発智頭経由、山のほうを回って出ると。それから来年からはまた別の若桜とかそういったことで、あくまで観光ルートでございますので、一般のお客さんはなしでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回相当な負担をするんですが、当然智頭にもこのルートを通じて観光客が来ていただけるという想定はしているんですね。ある程度利用、事業計画の中で大体どのくらい人が利用するかというそこら辺はまだわからないのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） このコースの中には石谷家と、それから昼食ですね、これがセットになっておりますので、何人来られるかという予想は特にいたしておりませんが、最初の出発式は14名の方が智頭町におられましたということでございますので、今途中経過についてチェックしておりませんが、今後その辺も把握しながら参加をふやしていただけるようお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 住宅建設費の物件移転補償費ですが、これは現在入っている方がおって、新築をするために移転を多分していただくんだと思うんですが、どっかアパートに入っていたかとかという形と、もう一つは、何か前の敷地内に個人がいろいろ物件を建てていたもので、そういうものも含まれるのか、内訳についてはどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） あくまでも先ほどの提案理由でもありましたように、住居の移転費用ということですので、引っ越しの費用ということで予算化をしております。ですので移転のうんぬんでなく住居、荷物の移転ということで想定をしております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 家の引っ越しで104万というと相当大きなような金額に思うんですが、いろんな生活の形態と、これは移転先の家賃を町が補填するとか、そういう部分も含まれているんでしょうか。これはただ単に物の移転の費用ということなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） ご案内、……も説明したと思うんですけども、こちらの住宅には6戸の方が現在住居ということで賃貸契約を結んでおります。ですので6戸分の移転経費ということで理解していただければと思います。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋達也） 歳入10ページの林業費補助金ですが、木育のやつが10万減になってて、これは補助率が変わったためだったのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） そのとおりでございます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） これで質疑を終わります。

日程第11、議案第59号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の32ページをごらんください。議案第59号平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。歳入歳出予算の総額から376万6,000円を減額するものです。

38ページをごらんください。歳出につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

また、歳入につきましては、37ページの一般会計からの繰入金で調整しております。以上で説明終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第60号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしましたら予算書の40ページをごらんください。議案第60号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれを3億1,593万1,000円といたします。

それでは、まず歳出について説明させていただきます。46ページをごらんください。一般管理費において4月の人事異動に伴います人件費の調整を行っておりますとともに、管理用車両の車検に要する経費としまして合計8万5,000円を措置しております。

歳入につきましては、46ページのとおり一般会計からの繰入金をもって措置させていただきます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第61号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の48ページをごらんください。議案第61号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。歳入歳出総額から13万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億9,069万5,000円とするものです。

歳出について説明させていただきます。54ページをごらんください。総務費につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整をしております。

地域支援事業につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整とあわせて東部1市4町による在宅医療・介護連携業務体制事業の負担金の増額をしております。

介護予防事業費につきましても4月の人事異動に伴う人件費の調整をしております。

歳入につきましては、53ページをごらんください。これは低所得者の保険料軽減に伴う保険料の減額とあわせて一般会計から繰り入れる財源をもって充てております。以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第62号 平成27年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（藤森啓次） 1ページをごらんください。議案第62号 平成27年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正額は、4月の人事異動に伴うもののみでございます。

3ページをごらんください。給与関係の金額を857万1,000円減、これの財源としましては予備のほうに充当して、予備費が増額となっております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第63号 智頭町介護保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案書の46ページをごらんください。説明資料では3ページをごらんください。議案第63号 智頭町介護保険条例の一部改正について。

概要の説明、3ページです。これは介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い低所得者の保険料軽減を行うものです。

概要といたしましては、この4月の改正によって保険料が1段階から9段階になりました。その1段階に対する保険料の基準額、この割合を0.5から0.45に軽減するものです。金額としましては、第1段階3万6,600円が3万2,940円になります。以上で説明終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第64号 智頭町豊かな人間性を養う基金条例の廃止についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) それでは、48ページをごらんください。議案第64号 智頭町豊かな人間性を養う基金条例の廃止について。

49ページに、当該基金の取り崩しが終了したため、この条例を廃止するものでございます。以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第65号 智頭町中山間ふるさと農村活性化基金条例の廃止についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) 続きまして、50ページをお願いいたします。議案第65号 智頭町中山間ふるさと農村活性化基金条例の廃止について。

51ページに、当該基金の取り崩しが終了したために廃止するものでございます。以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第66号 物品購入契約の締結についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) 52ページでございます。議案第66号 物品購入契約の締結について。

この議案につきましては、平成27年5月12日に入札の執行いたしました消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求めるものでございます。

1、物品名、消防ポンプ自動車CD-I型。数量、1台。契約金額2,400万8,400円。契約の相手方、鳥取市古海356番地1、株式会社吉谷機械製作所、取締役社長、吉谷典雄。契約の方法、指名競争入札。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、報告第1号 平成26年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 別冊の繰越計算書ごらんいただきたいと思います。報告第1号 平成26年度智頭町一般会計繰越計算書について。

はぐっていただきまして、これはさきの3月の定例会におきましてそれぞれ繰り越しの費目における限度額を提出いたしました。まちづくり事務費ほか全13事業につきまして繰越額の確定とそれに伴います財源の内訳が確定いたしましたので、ここに報告するものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20、報告第2号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

草刈地域整備課長。

○地域整備課長（草刈英人） 報告第2号 法人の経営状況について。これは去る5月26日に町の監査を受け、6月2日に当該理事会で承認されたものを今回報告するものでございます。

お手元の平成26年度財務諸表1ページをごらんください。平成26年度智頭町土地開発公社決算報告書。収益的収入及び支出、収入の部です。第1款収益的収入、第1項事業収益、予算額1億4,192万7,000円、決算額1,696万9,491円。これは駐車場……に係るものでございます。

第2項事業外収入、予算額12万5,000円、決算額1億2,508万515円。これは町からの経営健全化補助金。それから駐車場料金……おります収入…

…でございます。

支出、第1款収益的支出、第1項販売費及び一般管理費4万円の予算で、決算が2万6,100円。これは県民税と固定資産税でございます。

第2項事業外費用は、予算1,000円ですが、決算が……。

続いて、資本的収入及び支出、収入の部、第2款資本的収入、第1項借入金1億1,000万円の予算、決算が1億1,000万円の……でございます。

支出の部、第2款資本的支出、第1項建設改良費、予算が127万1,000円、決算が127万205円。利息に相当するものです。

第2項借入金償還金、予算額2億5,000万円、決算額2億5,000万円という決算状況になっています。

なお、関連する資料、貸借対照表等を添付しておりますので、ごらんください。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第21、報告第3号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 報告第3号 法人の経営状況について。

お手元に別冊で決算報告書があらうかと思えます。この報告書の6ページをごらんいただきたいと思えます。26年度の収支決算書を掲載しております。上段の中科目に従いまして歳入歳出を報告させていただきます。

まず、4段目であります基本財産受取利息であります。決算額13万3,097円であります。

その次の智頭町の受託収入でありますけども、これが指定管理料でございます。863万8,600円。

次に、入館収入であります。1,396万7,360円。入館者3万2,599人分であります。

続きまして、イベント収入といたしまして135万4,260円。喫茶・物販収入が632万8,127円。

あと県の補助金、町の補助金、さらに雇用補助金等々であります。

雑収入を足したところで経常収益の合計といたしまして3,479万8,330円となります。

続きまして、経常費用、支出であります。まず、事業費であります。トータルで2,807万4,373円でございます。人件費に係ります給料手当から臨時雇用賃金、福利厚生費までが人件費でございます。

なお、26年度におきましては、賞与をアップさせております。従前から3カ月から4カ月の支給をいたしておるところでございます。

旅費交通費におきましては、イベントの開催の関係で交通費が減額となっております。

消耗品におきましては、通信運搬費、消耗品におきましては皇室のお成りあるいは町制100周年及び入館者50万人の記念事業を実施しました関係上、増額となっております。

印刷製本費におきましては、これは前年分が使用できたために本年度は当初予定よりも減額となっております。

それから光熱水費であります。140万2,269円。昨年から水曜日も開館を始めたことによりまして増額となったものであります。

あとは租税公課費108万5,000円。これは消費税を含むものでございます。

支払手数料の45万4,843円につきましては、減額となっておりますが、旅行会社等への手数料が減額となったものであります。

管理費であります。管理費合計391万8,823円であります。ここには給与手当としまして職員1人分の賞与分を計上してございます。給与と賞与を含んでおるものであります。

それからここでも旅費交通費といたしまして55万5,990円。イベントに用いた経費であります。

それから租税公課といたしまして9万円。これが県税、町県民税、いわゆる町民法人税でございます。

それから食糧費、これが増額になってございます。45万9,881円。入館者50万人達成の記念事業あるいは理事会等の諸会合の賄いでございます。

締めて支出合計、経常費用の計でございますが、3,199万3,196円でございます。

その下に26年度の当期経常増減額といたしまして、26年度の増減収入としまして280万5,134円、これが黒字が出ておるいうものでございます。

続きまして、当期一般正味財産増減額208万5,134円、それとその下にあります期首残高468万220円、そして平成27年3月31日現在での一般正味財産期末残高といたしましては、この280万5,134円と468万220円を足したものといたしまして748万5,354円でございます。

その下にあります指定正味財産の増減の部でありますけども、期首残高、期末残高とも数字は動いておりません。これは積み立てております立ち上げのときからの支出金でございます、いわば資本金に当たるものでございます。

正味財産期末残高といたしまして3,358万5,354円となります。これが平成27年度への繰り越しする金額となるものであります。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋達也） 意見は言うないことですが、せめて一言。見えんもんですから、恐らく監査の人はきちっと見ておるけえ問題ないと思いますが、来年注意してください。以上です。

○議長（谷口雅人） 答弁求めますか。

○2番（高橋達也） ええです。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第22．陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第22、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情等は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。お諮りします。

各委員会審査等のため、6月18日から6月22日までの5日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、6月18日から6月22日までの5日間を休会とすることに決定しました。

6月17日は本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会等を開き、付託案件の審査をお願いします。

6月23日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成27年6月16日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 大 藤 克 紀

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男